

2025.04.01

BCM ニュース <2025 No.1>

感染症 BCP の見直しポイント ～新型インフルエンザ等対策政府行動計画・ガイドライン改定を踏まえて～

【要旨】

- 新型コロナへの対応やその課題等を踏まえて、2024 年 7 月、8 月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画及びガイドラインが改定された。
- 本稿では、各事業者が主に参照する「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」の新旧比較をしたうえで、感染症 BCP の見直しポイントを解説する。

1. 新型インフルエンザ等対策政府行動計画・ガイドライン改定について

新型コロナの感染拡大により国民生活及び社会経済活動は大きく影響を受けることとなった。この経験により新型コロナへの対応で明らかとなった課題や、関連する法改正等を踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外にも含めた、幅広い感染症の危機に対応できる社会を目指すため、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下、行動計画）の抜本的な改定が行われ、2024 年 7 月 2 日に閣議決定された。また、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（以下、ガイドライン）についても行動計画の改定に合わせた修正や、新たな行動計画の構成に沿った新規分野の対応検討が進み、2024 年 8 月 30 日に改定された。

本稿では主に、ガイドラインのうち多くの事業者に関わる「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」（以下、事業者ガイドライン）に基づいて、事業者の感染症 BCP 改定ポイントを説明する。なお、その他のガイドラインの中には、一部の事業者（医療機関や保健所、製薬会社など）に関わるものもあるが、それらについては本稿では触れないので予めご了承ください。

2. 事業者ガイドラインの新旧比較

事業者ガイドラインは、事業者が感染症 BCP を見直すにあたり最初に確認すべきガイドラインであるが、中核となる「第 2 章 業務計画および BCP 策定・実施の留意点」の項目立ては以下のとおり新旧で変わりはない。

- ・新型インフルエンザ等対策体制の検討・確立
- ・感染対策の検討・実施
- ・新型インフルエンザ等に備えた事業継続の検討・実行
- ・教育・訓練、点検・改善

また、上記各項目の具体的な改定内容においても、事業者が押さえるべきポイントは新旧で大きく変わらないが、「幅広い感染症」の危機に臨機応変に対応できるよう記載内容が一部見直されているため、ここでは、上記各項目ごとに主な改定箇所を新旧比較する。

(1) 新型インフルエンザ等対策体制の検討・確立

本項目に関しては、「指揮命令系統の構築」や「権限移譲」というワードが追記された。特性の異なる「幅広い感染症」に臨機応変に対応するためには、判断者のもとに十分かつ正確な情報が集まる仕組の構築が必要不可欠であることから追記されたと推察される。

また、外国人従業員が増加している現状を踏まえ、日本語によるコミュニケーションが困難な従業員等へ配慮についても追記された。

赤字：追記、削除 青字：修正

旧（令和4年6月30日一部改定）	新（令和6年8月30日）
第2章 1 (1) 危機管理体制の整備	
ア) 基本方針・意思決定方法の検討	
意思決定方法を確立するとともに、BCPの初動及び主要な対応・対策の発動のタイミングを規定する。また、意思決定者の発症等に備え、代替意思決定体制の検討を行う。	意思決定方法を確立するとともに、BCPの初動及び主要な対応・対策の発動のタイミングを規定し、 これらを円滑に行うため、有事における指揮命令系統の構築についても検討を行う。 また、意思決定者の発症等に備え、 権限移譲 や代替意思決定体制の検討を行う。
ウ) 発生時の危機管理体制	
新型インフルエンザ等発生時には、経営者をトップとした危機管理組織を設置し、 事業所 の感染予防、事業継続に関する意思決定体制を構築する。	新型インフルエンザ等発生時には、 ア) で検討した体制等をもとに 、経営者をトップとした危機管理組織を設置し 指揮命令系統の確立を図るとともに、職場内 の感染予防、事業継続に関する意思決定体制を発動する。
第2章 1 (2) 情報収集・共有体制の整備	
ア) 平時からの情報収集・共有	
(追記)	⑥ 外国人従業員等、日本語によるコミュニケーションが困難な者についての情報を把握し、その者が必要とする言語により情報を伝達、又は意思疎通ができる体制を構築する。
ウ) 新型インフルエンザ等発生時の情報収集・共有	
③ 海外発生期及び国内発生早期 においては、 発生した新型インフルエンザ等の 病原性や感染力などの詳細については十分な知見が得られていないため、その後、 国及び都道府県等の組織 から随時提供される情報を収集・提供する。	③ 新型インフルエンザ等の発生時、発生初期 においては、病原性や感染性などの詳細については十分な知見が得られるとは限らず、 一定の不確実性を伴うものである。 そのため、 国、JIHS及び地方公共団体等 から随時提供される情報を収集し、収集した情報を適宜関係者に提供する。

（２）感染対策の検討・実施

本項目に関しては、「幅広い感染症」へ対処することを前提に、例えば「38 度以上の」など特定の感染症に限定される記載は削除されている。特性の異なる「幅広い感染症」に臨機応変に対応するためには、ホームページ等を通じて都度情報を入手し、最新の知見に基づき対応をしていく事が重要である。

また、職場内で従業員が発症した場合の留意点として、従業員のこどもが感染した際の看病等に係る有給休暇の取得やテレワークの実施について追記された。

赤字：追記、削除 青字：修正

旧（令和 4 年 6 月 30 日一部改定）	新（令和 6 年 8 月 30 日）
第 2 章 2（２）発生時における感染対策	
（追記）	以下に示すものは一般的な感染対策として行われている事例であるが、感染対策は感染症の特性によって異なり、さらに有事に刻々とその対策が変化していく面を有していることから、ホームページ等を通じて情報を入手し、最新の知見に基づき対応をしていくことが重要である。
ア）一般的な留意事項	
従業員に対し、以下の点について注意喚起を行う。 ① 38 度以上の 発熱、咳、全身倦怠感等の症状があれば出社しないこと。 ② マスク着用・咳エチケット・手洗い・ うがい 等の基本的な感染対策等を行うこと。 ③ 外出する場合は公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、人混みに近づかないこと。	従業員に対し、以下の点について注意喚起を行う。 ① 発熱、咳、全身倦怠感等の症状があれば出社を 控 えるよう 勧奨 すること。 ② 換 換気、マスク着用等の咳エチケット・手洗い等の基本的な感染対策等を行うこと。 ③ 出張等 で外出する場合は、 流行地域への移動を避ける 、公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、 可能な限り 人混みを避けて行動すること。
イ）職場における感染対策の実行（職場の清掃・消毒・換気）	
② 現時点において、インフルエンザウイルスの主な感染経路が飛沫感染、接触感染であることを前提とすると、事業所等が空気感染を想定した対策を講じる必要はないと考えられる。	② 新型インフルエンザ等の特性によっては、飛沫感染及び接触感染に加え、エアロゾル感染に対応する必要がある場合が考えられる。 (以下、割愛)
エ）職場内で従業員が発症した場合の対処	
（追記）	⑤ また、特に保護者である従業員については、こどもが感染した場合、その看病等の対応により、有給休暇の取得やテレワーク」の実施が必要になる可能性があることに配慮する。

（３）新型インフルエンザ等に備えた事業継続の検討・実行

本項目に関しても、「幅広い感染症」へ対処することを前提に、従来の「自社や取引先の従業員の 40% 程度が 2 週間程度欠勤するケースを想定し、継続する重要業務を絞り込んでおく」「40%程度が 2 週間にわたり欠勤することを前提とした人員計画を立案することが望ましい。」との記載から、「2 週間程度」という記載が削除された。

一方、従来から、「事態の深刻度」に応じて対応事項が整理されているが、「感染症の拡大状況」（海外発生期、国内発生初期、拡大大期等）で「事態の深刻度」を整理している点は大きく変わっていない。

赤字：追記、削除 青字：修正

旧（令和 4 年 6 月 30 日一部改定）	新（令和 6 年 8 月 30 日）
第 2 章 3（3）重要な資源等の確保	
感染の疑いがある者について、保健所から外出自粛が要請される可能性があるため、多数の従業員が長期間欠勤すること、 仮に自社や取引先の従業員の 40%程度が 2 週間程度欠勤するケースを想定し、継続する重要業務を絞り込んでおく（地域や業種等によって 40%以上欠勤する可能性があることも想定し、数通りのケースについて検討しておくことが望ましい。）。	感染の疑いがある者について、都道府県等から外出自粛が要請される可能性があるため、多数の従業員が長期間欠勤すること、例えば、自社や取引先の従業員の最大 40%程度が欠勤するケースを想定し、継続する重要業務を絞り込んでおく。
第 2 章 3（5）新型インフルエンザ等発生時における BCP の策定・実行	
イ）国内での新型インフルエンザ等の発生初期	
② 国内発生早期には、 学校等の臨時休業や福祉サービスの一部休止が想定され、共働き家族等は仕事を休んで対応することが考えられる。事業者は、欠勤の可能性の高い従業員をあらかじめ把握し、代替要員の確保、在宅勤務の可否、又は復帰までの業務の一時休止を検討する。	② 学校等の臨時休業や福祉サービスの一部休止が想定され、保護者、介護者等である従業員は仕事を休んで対応することが考えられる。事業者は、従業員それぞれの事情をあらかじめ把握し、代替要員の確保、テレワークの可否、又は復帰までの業務の一時休止を検討する。
ウ）国内での新型インフルエンザ等の感染拡大時	
② 従業員本人の発症や発症した家族の看病等のために、従業員が欠勤する可能性がある。 流行のピーク時に発症のために欠勤する従業員は 5%であると想定されるが、 事業者においては、40%程度が 2 週間にわたり欠勤することを前提とした人員計画を立案することが望ましい。その他、家族の看病等で欠勤する可能性のある従業員をあらかじめ把握して、人員計画を策定することが考えられる。	② 従業員本人の発症や発症した家族の看病等のために、従業員が欠勤する可能性がある。事業者においては、例えば従業員の最大 40%程度が欠勤することを前提とした人員計画を立案することが考えられる。その他、家族の看病等、従業員それぞれの事情をあらかじめ把握して、人員計画を策定することが考えられる。

（４）教育・訓練、点検・改善

本項目に関しては、感染者等に対する偏見・差別等を防ぐための啓発対応を追記している。これら偏見や差別が、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げになる可能性があることから追記されたと推察される。

赤字：追記、削除 青字：修正

旧（令和４年６月３０日一部改定）	新（令和６年８月３０日）
第２章 ４．教育・訓練 (追記)	④ 感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されるものではない。事業者は従業員等に対し、感染者等への偏見・差別等を防ぐために必要な啓発を行うことが望ましい。
第２章 ５．点検・改善	
② 実際に新型インフルエンザ等が発生した際、本ガイドラインで想定したとおりに事態が進展するとは限らない。国等が提供する正確な情報を適宜入手し、必要に応じて計画を見直し、的確な行動をとることが重要である。	② 実際に新型インフルエンザ等が発生した際、本ガイドラインで想定したとおりに事態が進展するとは限らない。国等が提供する正確な情報を適宜入手し、 的確な 行動をとることが重要である。 ③ また実際に新型インフルエンザ等が発生した場合には、その対応上の課題等について整理を行い、適宜計画を見直すことが重要である。

３．感染症 BCP の見直しポイント

ここまで、事業者ガイドラインの主な改定箇所を確認したが、改定の主目的は、「幅広い感染症」の危機に臨機応変に対応する点にあることが伺える。次に、これら改定箇所と目的を踏まえ、感染症 BCP 見直しの主なポイントを整理する。

（１）事態の深刻度（対策局面）の見直し

感染症 BCP では、感染対策や事業継続対策を「事態の深刻度」に応じて整理するのが通常であるが、前記２（３）のとおり、事業者ガイドラインでは、この「事態の深刻度」を従来どおり「感染症の拡大状況」（海外発生期、国内発生初期、拡大期等）をもとに整理をしており大きな改定をしていない。

この点だけを見ると、見直しの必要性がないように思えるが、今般、政府行動計画は「事態の深刻度」を、「感染症の拡大状況」ではなく、病原体の症状や感染症の重篤度、ワクチン等政府対応の実施状況を加味した「シナリオ（時期）」という形で再整理をしている。事業者は、政府の対応を踏まえて各種対応を実施するのが通常であるため、事業者の BCP における「事態の深刻度」の考え方も、政府行動計画に沿った形で見直しをされることを推奨する。

政府の行動計画における「シナリオ（時期）」の概要は、表１のとおりであるが、「感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう」シナリオを構成している。従来の「感染症の拡大状況」も考慮したシナリオとなっている為、「事態の深刻度」の考え方の見直しにあたっては、すべてを抜本的に変えるところまで必要はないが、事業者ガイドラインの「幅広い感染症」の危機に臨機応変に対応する目的から「対応期 C-1：病原体の性状等に応じて対応する時期」のシナリオと、ワクチン復旧によって明らかに対応事項が変わった新型コロナ禍の経験から「対応期 C-2：ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」のシナリオは、少なくとも考慮する形での見直しが必要だと考える。

表 1_シナリオ（時期）ごとの政府の対応概要

名称		説明
準備期	—	準備期において、有事に想定される対策を迅速かつ的確に講ずるために必要な訓練や人材育成、DX（デジタル・トランスフォーメーション）を活用した情報収集・分析とリスク評価の体制構築、協定の締結による医療提供体制・検査体制等の整備、ワクチンや治療薬等の研究開発、生産・確保及び供給といった体制の構築・強化を重点的に行う。
初動期	A	- 初動期においては、国内外における感染症情報の発生を探知して以降、水際対策、サーベイランス等による情報収集と、その分析を踏まえたリスク評価を行うとともに、得られた知見に関する情報提供・共有、双方向的なリスクコミュニケーション、ワクチンや治療薬等の研究開発の開始といった取組を極めて迅速に行っていく。 - 感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。
対応期	B	<u>封じ込めを念頭に対応する時期</u> 政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンドミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）。
	C-1	<u>病原体の性状等に応じて対応する時期</u> 感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。
	C-2	<u>ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期</u> ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。）。
	D	<u>特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期</u> 最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画(令和 6 年 7 月改定)を基に、MS&AD インターリスク総研が作成

（２）情報収集・連携の具体化

前記（１）で、感染症 BCP における「事態の深刻度」の見直しにおいて、政府行動計画の「対応期 C-1：病原体の性状等に応じて対応する時期」シナリオ（時期）を考慮すべきだと整理をしたが、その狙いは「幅広い感染症」の危機に臨機応変に対応する点にある。そして、臨機応変に対応するためには、判断者のもとに十分かつ正確な情報が集まる仕組の構築が必要不可欠であるが、この点に関連して、今回改定されたガイドラインのひとつである「情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン」で、表 2 のように政府等からの情報源がより明確に整理された点を踏まえ、今後、感染症 BCP を見直すにあたっては、臨機応変対応に必要な情報の入手先を表 2 等を参考に予め整理をしておくことを推奨する。

表 2_情報提供・共有の形態及び方法

形態	方法
A 直接的な提供・共有	記者会見・ブリーフィング
	ホームページ
	リーフレット、パンフレット、ポスター
	SNS（文字ベースのもの）
	SNS（動画ベースのもの）
B メディア等を通じた 広告、提供・共有	新聞等広告
	インターネット広告
	電子看板、街頭ビジョン
	テレビ CM
	ラジオ CM
	回覧板、掲示板、タウン誌その他の地域独自の媒体 （＊）
C 間接的な提供・共有	民生委員等を通じた情報提供・共有（＊）
	公共交通機関の車内放送・駅・空港等でのアナウンス
	防災行政無線（＊）

（注）（＊）印については、国が情報提供・共有した内容を参考に、地方公共団体において活用することが想定されるもの。

出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（令和 6 年 8 月改定）より抜粋

（３）感染症 BCP モデルにおける見直しポイントの位置づけ

当社における感染症 BCP モデルは、表 3 のように、横軸に「事態の深刻度」、縦軸に「対応事項」を設定して、「事態の深刻度」に応じて「対応事項」を整理することを基本とするが、最後に、前記（１）（２）の見直しポイントが、当社モデルのどの項目に位置づけられるのかを提示する。

感染症 BCP の全体像を踏まえたうえで、どの部分を見直せばよいかイメージをしていただければ幸いである。

表 3_事業者の感染症対応の整理モデルの一例

感染拡大状況		平時	発生初期	流行時期			収束時期
目安 ※政府行動計画		準備期	初動期 (A)	対応期(B)	対応期 (C1)	対応期 (C2)	対応期 (D)
社員等の 安全確保	個人による 実施						
	組織による 実施				(2)収集情報・連携の具体化		
被害状況等 の把握	政府等から の情報						
	社内の 感染状況						
事業継続 対応	重要業務 A						
	重要業務 B						
情報発信・ 共有	社内への 情報発信						
	社外への 情報発信						

4. まとめ

今般、政府の行動計画やガイドラインは、「幅広い感染症」の危機に臨機応変に対応できるように改定をなされた。新型コロナ禍より数年経過している中、既に感染症 BCP の見直しに着手あるいは完了されている事業者も一定あると推察されるが、自社の感染症 BCP が、上記改定の趣旨である「幅広い感染症」の危機に臨機応変に対応できるものになっているのか、この機会に再度見直しをされることを推奨する。

本稿が、多くの事業者の感染症 BCP 策定、見直しの一助となれば幸いである。

MS & AD インターリスク総研(株) リスクマネジメント第四部
事業継続マネジメント第二グループ
主任コンサルタント 齋藤 章

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランス グループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。

事業継続マネジメント(BCM)に関するコンサルティング・セミナー等を実施しております。コンサルティングに関するお問い合わせ・お申し込み等は、下記の弊社お問い合わせ先、またはあいおいニッセイ同和損保、三井住友海上の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

MS & ADインターリスク総研㈱

リスクマネジメント第四部 事業継続マネジメント第一グループ／第二グループ

千代田区神田淡路町2-105 TEL:03-5296-8918・8958／FAX:03-5296-8941

<https://www.irric.co.jp/>

本誌は、マスメディア報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々に対して企業のRM活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2025